

# 要 望 書

へき地における福祉・介護サービス提供体制の  
維持に関する緊急要望

令和5年10月

島 根 県

# 島根県 要望事項

## へき地における福祉・介護サービス提供体制の維持

中山間地域・離島といった「へき地」では、サービス提供先までの移動距離が長く、訪問・送迎に係るガソリン代や時間といったコストが割高となることや、事業所の規模が小規模となること等により、都市部に比べサービスの提供効率が悪く、経営が厳しい事業者が多く存在している。

高齢者人口の減少に伴う利用者の減少や介護従事者の確保が困難であることから、訪問介護・通所介護といったサービスでは事業を縮小・廃止する事業者があり、特に、へき地ではサービス提供体制を維持することが困難となる地域が出る恐れがある。こうした地域においてサービス提供体制を維持し、「保険あってサービスなし」といった状況を回避するため、次のとおり対策を行うこと。

### 記

1. 小規模特別養護老人ホームの経営実態を踏まえ、介護報酬の設定にあたっては特段の配慮を継続すること。
2. 訪問介護事業所の運営費については、極めて限定されている特別地域加算の対象地域を拡大するとともに、より厳しい状況にある地域の加算率を引き上げること。  
また、これに伴い、介護保険料やサービス利用に係った利用者負担など被保険者の負担が過重となることがないように、公費による支援を行うこと。
3. サービス提供が非効率な地域の訪問介護、通所介護等については、訪問、送迎等に対する報酬の上乗せを行うとともに、被保険者の負担が過重となることがないように、公費による支援を行うこと。

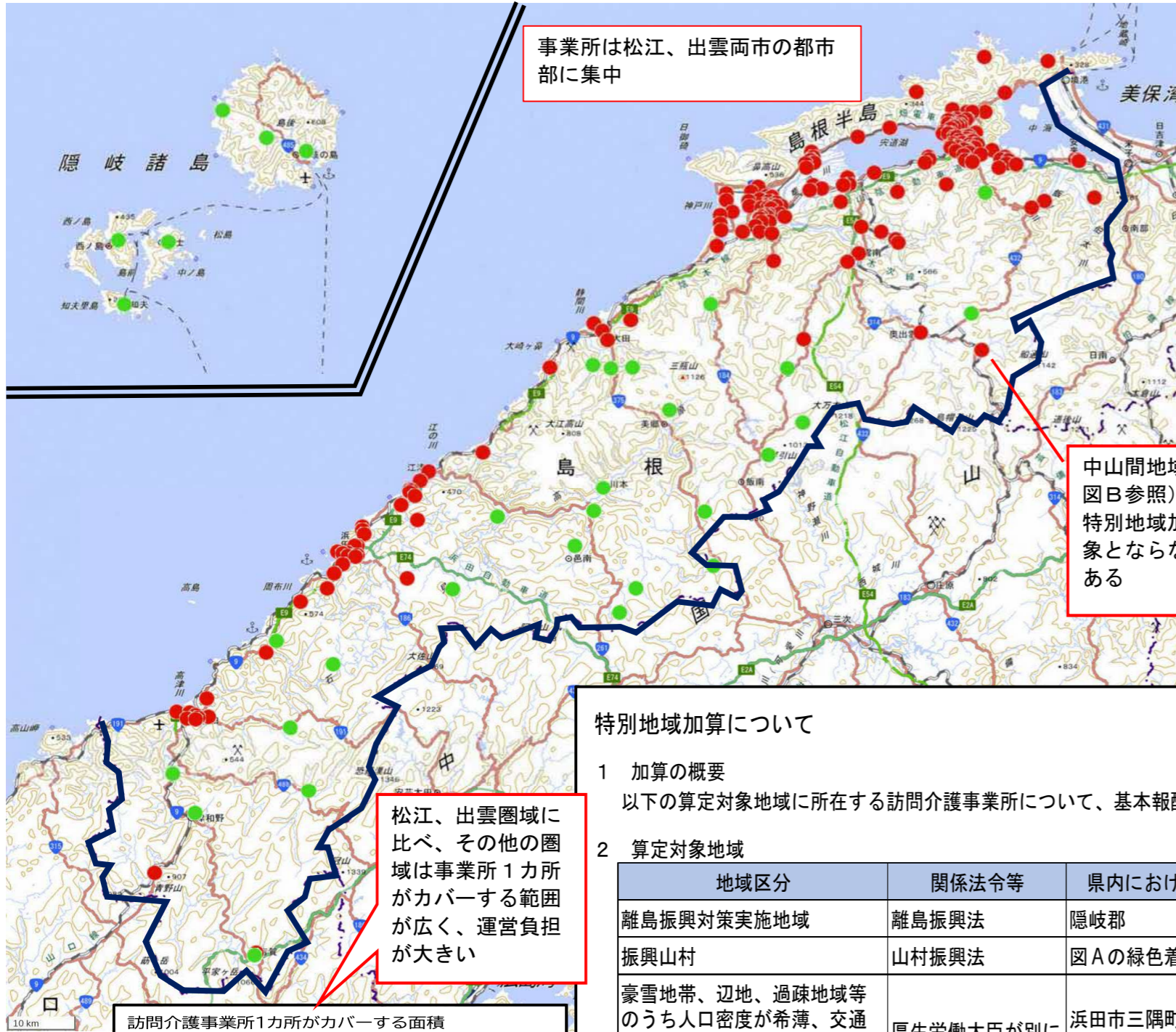
令和5年10月11日

島根県知事 丸山達也



# 訪問介護事業所の配置状況

● 特別地域加算算定事業所 ● その他の事業所



事業所は松江、出雲両市の都市部に集中

中山間地域（県定義は図B参照）であっても、特別地域加算の算定対象とならない事業所がある

松江、出雲圏域に比べ、その他の圏域は事業所1カ所がカバーする範囲が広く、運営負担が大きい

圏域	①/②	①面積(km2)	②事業所数
松江	12.1	993.9	82
雲南	89.5	1,164.1	13
出雲	11.6	624.3	54
大田	82.9	1,244.0	15
浜田	30.9	958.9	31
益田	91.8	1,376.7	15
隠岐	49.4	345.9	7
全県	30.9	6,707.8	217

## 特別地域加算について

1 加算の概要  
以下の算定対象地域に所在する訪問介護事業所について、基本報酬に15%を上乗せ

### 2 算定対象地域

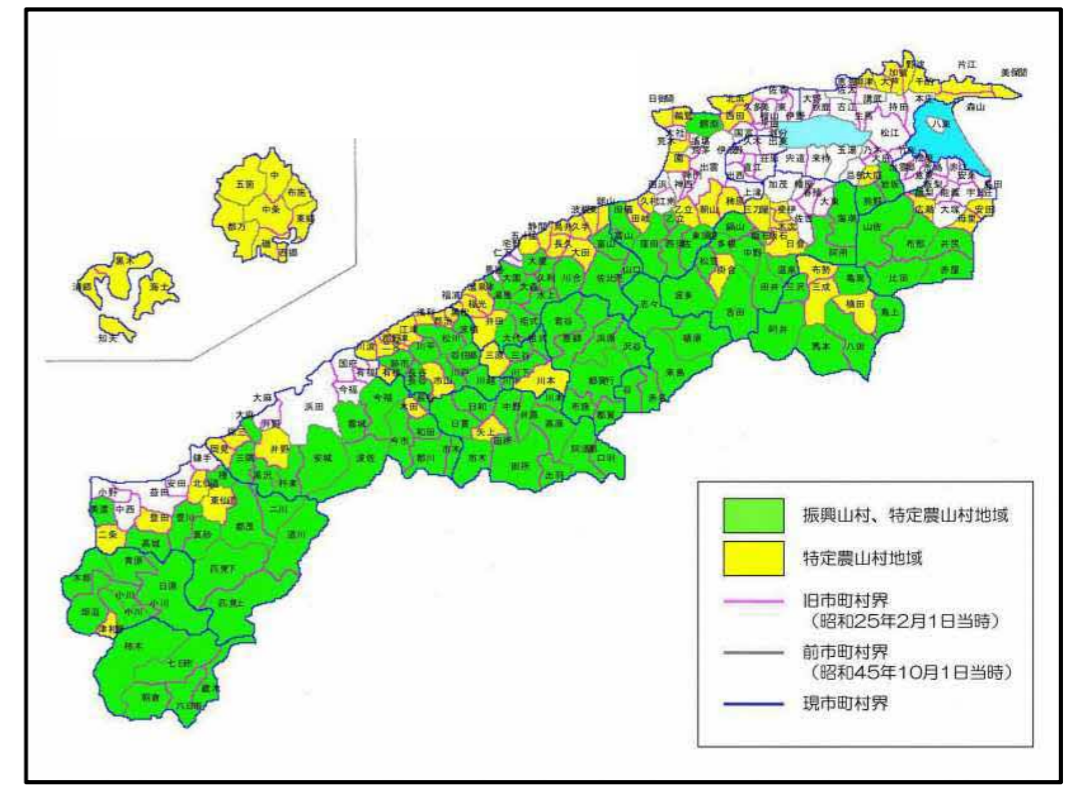
地域区分	関係法令等	県内における具体的な地域
離島振興対策実施地域	離島振興法	隠岐郡
振興山村	山村振興法	図Aの緑色着色箇所
豪雪地帯、辺地、過疎地域等のうち人口密度が希薄、交通不便等により介護サービスの確保が著しく困難と認められる地域	厚生労働大臣が別に定める	浜田市三隅町の一部、江津市桜江町の一部、川本町の一部、邑南町矢上

### 3 県内における事業所数

特別地域加算算定事業所数	(地図中●)	35事業所
その他の事業所数	(地図中●)	186事業所
計		221事業所

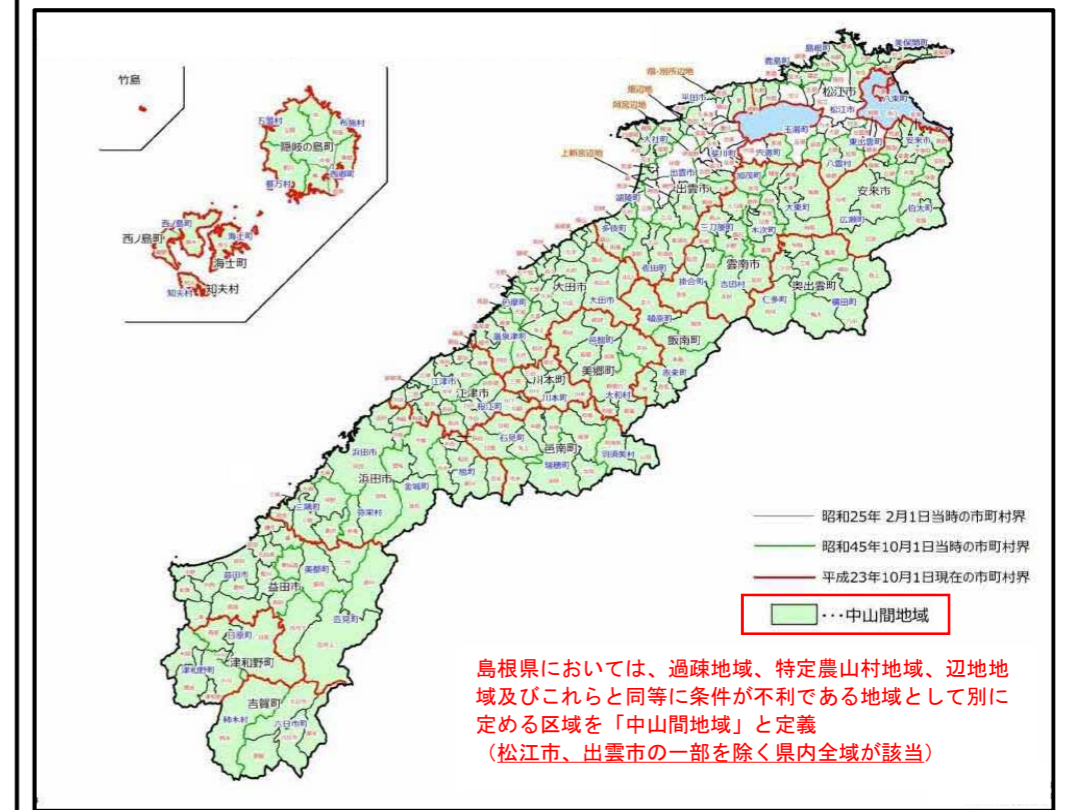
※サテライト含む

【図A】島根県内の振興山村、特定農山村地域



● 振興山村、特定農山村地域  
● 特定農山村地域  
— 旧市町村界 (昭和25年2月1日当時)  
— 前市町村界 (昭和45年10月1日当時)  
— 現市町村界

【図B】島根県中山間地域活性化基本条例に基づく中山間地域



— 昭和25年2月1日当時の市町村界  
— 昭和45年10月1日当時の市町村界  
— 平成23年10月1日現在の市町村界  
■ 中山間地域

島根県においては、過疎地域、特定農山村地域、辺地地域及びこれらと同等に条件が不利である地域として別に定める区域を「中山間地域」と定義 (松江市、出雲市の一部を除く県内全域が該当)